

山梨県犯罪被害者等見舞金のご案内

～犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ～

県では、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡した方のご遺族、又は重症病を負われた犯罪被害者の方を対象とした山梨県犯罪被害者等見舞金を創設しました。

1 対象となる犯罪行為

令和5年10月12日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡又は重症病

2 見舞金の種類

【遺族見舞金】（50万円）

犯罪被害者の第1順位遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のいずれか）に支給

【重症病見舞金】（15万円）

1月以上の療養を要する重傷病を負った犯罪被害者本人に支給

※ いずれも、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、山梨県内に住所を有するご遺族又は犯罪被害者の方に支給します。

なお、同一犯罪被害につき、一世帯あたりの支給額の上限は50万円です。

※ 詳しい支給要件は、5の問い合わせ先にお問い合わせください。

3 見舞金を支給しない場合

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合
- (2) 他の都道府県における同様の制度により支援を受けている場合
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為がある場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に定める暴力団員のほか、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (5) 上記のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

4 申請期限

犯罪被害を受けた日から1年

5 受付・問い合わせ先

山梨県 県民生活支援課 人権・生活安全担当

電話：055-223-1352（直通）（平日午前8時30分～午後5時15分）